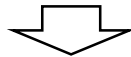


平成 25 年 7 月 30 日

「特別用途食品制度の活用に関する研究会」発足の経緯

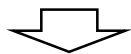
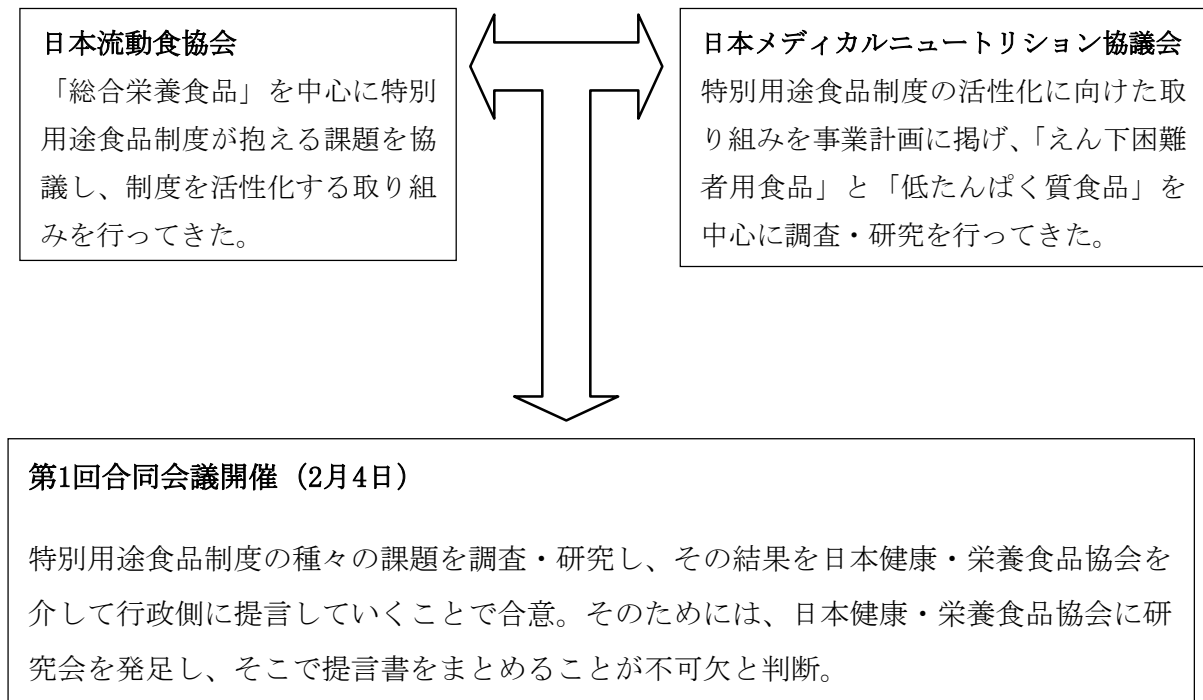
1. 発足の背景

- 現在の特別用途食品制度（以下、本制度という）は、対象者への認知度拡大と制度の活性化を目的に、平成 21 年に厚生労働省でその一部が改正され、管轄が消費者庁に移管されて現在に至っているが、現状は 44 品目が許可されているのみであり制度が十分に活用されていない。（医療・福祉関連施設等において、食事療法や栄養療法或いは介護・高齢者用に使用されている食品（いわゆる治療食品）の市場は、1,200～1,500 億円と言われており、品目数も 3,000 品目以上に上っているが、その中で特別用途食品の許可を取得した食品は 44 品目である。）
- 特別用途食品を利用する立場にある医療・福祉関連従事者、或いは対象者において、未だ特別用途食品が十分に認知されておらず、特別用途食品を選択するメリットを感じていないのが現状である。



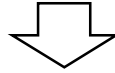
本制度は、制度上においても、利用者側においても多くの課題を抱えていると思われる。よって、この分野で事業活動を営む法人が集い、本制度の課題解決に取り組む必要がある。

2. 経緯



第2回合同会議開催（3月27日）

日本健康・栄養食品協会を交えて、3者で特別用途食品制度の活性化に向けた取り組み方を協議。



第3回合同会議（5月10日）、第4回合同会議（6月11日）

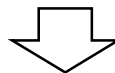
日本健康・栄養食品協会栄養食品部に「特別用途食品制度の活用に関する研究会」を設置することが決定された。

研究会の運用形態、運用組織の決定、研究会設置要綱の作成等研究会発足に向けた準備

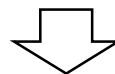
3. 目的

○本制度が抱える課題の調査・研究と課題解決に向けた取り組みを推進する。

- ・制度上の課題（申請手続きの迅速化、顧客に判り易い表示、許可基準の見直し等）
- ・現場での運用上の課題（普及・広告活動、顧客メリット等）



○調査・研究結果を取りまとめ、課題解決に向けた提言書を完成させる。



○日本健康・栄養食品協会より、関係行政機関に提言書を提出することにより、本制度の活性化に繋げる。

以上